

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2020 年 4 月 20 日

象印マホービン株式会社

2020 年 4 月 20 日

象 印 マ ホ ー ビ ン 株 式 会 社

代表取締役 社長執行役員 市川 典男

吸収合併に関する事後開示事項

当社は、2020 年 2 月 3 日付で象印ラコルト株式会社（以下「ラコルト」）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020 年 4 月 10 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ラコルトを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」）を行いました。

本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の規定に基づき、下記の通り開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2020 年 4 月 10 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1)吸収合併消滅会社における株主の差止請求

ラコルトは、当社の完全子会社であったため、本合併をやめることの請求について、該当事項はございません。

(2)反対株主の株式買取請求

ラコルトは、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はございません。

(3)新株予約権買取請求

ラコルトは新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はございません。

(4)債権者の異議

ラコルトは会社法第 789 条第 2 項の規定により、2020 年 3 月 2 日付の官報において公告するとともに、同日付の個別通知により、債権者に対し本合併に対する異議申出の催告を行いました。債権者からの異議の申出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1)吸収合併存続会社における株主の差止請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、本合併をやめることの請求について、該当事項はございません。

(2)反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はございません。

(3)債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 3 月 2 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。債権者からの異議の申出はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2020 年 4 月 10 日をもって、ラコルトの資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりであります。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2020 年 4 月 20 日

7. その他本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はございません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2020 年 3 月 2 日

象印ラコルト株式会社

2020 年 3 月 2 日

象印ラコルト株式会社
取締役社長 野口 昌彦

吸収合併に関する事前開示事項

当社は、2020 年 2 月 3 日開催の取締役会において、2020 年 4 月 10 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、象印マホービン株式会社（以下「象印」）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」）を行うことを決議し、象印との間で本合併に係る吸収合併契約を締結いたしました。本合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の規定に基づき、下記の通り開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

2020 年 2 月 3 日付で、当社と象印との間で締結した吸収合併契約は、別添 1 のとおりでございます。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項）

象印は効力発生日において、吸収合併消滅会社である当社の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際して合併対価の交付はございません。

また当社及び象印は、会社計算規則第 2 条第 3 項第 32 号に規定する共通支配下関係にございますが、本合併の効力発生日において、当社の株主は象印のみであるため、当社と共通支配下関係にない他の株主の利益を害さないように留意した事項はございません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項はございません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1

項第3号)

該当事項はございません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号及び同条第6項）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第182条第6項第1号）

(i) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号イ）

別添2の通りでございます。

(ii) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ロ）

該当事項はございません。

(iii) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第182条第6項第1号ハ）

該当事項はございません。

(2) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第182条第6項第2号）

(i) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第182条第6項第2号イ）

該当事項はございません。

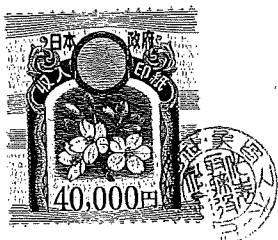
6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併効力発生後の象印の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生後の象印の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の

履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておられません。

したがって、本合併効力発生後における象印の債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上



合併契約書

象印マホービン株式会社（以下「甲」という）と象印ラコルト株式会社（以下「乙」という）は、合併に関し、次のとおり契約を締結する（甲乙とも本店所在地は後記のとおり）。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、本契約に従い吸収合併を行う。

（吸収合併に關しての株式の交付及び割当て等）

第2条 甲は、前条に基づく吸収合併において、乙の株主に対する甲の株式の交付及び割当てを行わず、資本金の額を増額しない。

（合併の効力発生日）

第3条 本吸収合併についての効力を生じる日は、2020年4月10日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙は協議の上、本吸収合併の効力発生日を変更することができる。

（善管注意義務）

第4条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、その財産の管理を行う。

（合併条件の変更及び合併契約の解除）

第5条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたとき、その他合併条件の見直し又は合併契約の解除を必要とする事情が存在する場合には、甲及び乙は協議の上、本吸収合併に関する合併条件を変更し、又は合併契約を解除することができる。

（本契約規定以外の事項）

第6条 本契約に定めるもののほか、それぞれの本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って当該本吸収合併の当事者である甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書の原本を1通作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2020年 2月 3日

甲 大阪府大阪市北区天満一丁目20番5号

象印マホービン株式会社

代表取締役社長 市川 典男



乙 大阪府大阪市北区天満一丁目20番5号

象印ラコルト株式会社

代表取締役社長 野口 昌彦



第75期 計算書類

2018年11月21日から

2019年11月20日まで

象印マホービン株式会社

貸借対照表
(2019年11月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	51,158	流 動 負 債	11,647
現 金 及 び 預 金	20,281	支 払 手 形	178
受 取 手 形	877	買 掛 金	5,690
売 掛 金	14,765	未 払 金	42
電 子 記 録 債 権	1,414	未 払 費 用	4,116
商 品 及 び 製 品	10,908	未 払 法 人 税 等	459
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	676	未 払 消 費 税 等	113
前 渡 金	4	賞 与 引 当 金	654
前 払 費 用	46	製 品 保 証 引 当 金	189
未 収 入 金	2,169	そ の 他	201
そ の 他	14	固 定 負 債	4,388
貸 倒 引 当 金	△0	長 期 借 入 金	1,500
固 定 資 産	24,723	繰 延 税 金 負 債	265
有 形 固 定 資 産	11,231	退 職 給 付 引 当 金	2,368
建 築 物	2,365	長 期 預 り 保 証 金	182
構 築 物	62	そ の 他	71
機 械 及 び 装 置	25		
車 両 運 搬 具	0		
工 具、器 具 及 び 備 品	1,652		
土 地	7,110	負 債 合 計	16,035
建 設 仮 勘 定	15		
無 形 固 定 資 産	1,248	(純 資 産 の 部)	
借 地 権	4	株 主 資 本	57,861
商 標 権	0	資 本 金	4,022
意 匠 権	88	資 本 剰 余 金	4,248
ソ フ ト ウ ェ ア	1,116	資 本 準 備 金	4,069
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	1	そ の 他 資 本 剰 余 金	179
施 設 利 用 権	0	利 益 剰 余 金	50,556
電 話 加 入 権	37	利 益 準 備 金	544
投 資 そ の 他 の 資 産	12,243	そ の 他 利 益 剰 余 金	50,012
投 資 有 価 証 券	5,267	配 当 準 備 積 立 金	220
関 係 会 社 株 式	4,706	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	425
出 資 金	0	別 途 積 立 金	22,500
破 産 更 生 債 権 等	8	繰 越 利 益 剰 余 金	26,866
長 期 前 払 費 用	53	自 己 株 式	△966
前 払 年 金 費 用	2,069	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,985
差 入 保 証 金	1	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,985
敷 金	110		
そ の 他	35		
貸 倒 引 当 金	△9	純 資 産 合 計	59,847
資 産 合 計	75,882	負 債 純 資 産 合 計	75,882

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
(2018年11月21日から2019年11月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	67,926
売 上 原 価	50,448
売 上 総 利 益	17,478
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	14,173
営 業 利 益	3,304
営 業 外 収 益	1,675
受 取 利 息	15
有 価 証 券 利 息	1
受 取 配 当 金	1,108
仕 入 割 引	0
受 取 賃 貸 料	213
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	270
為 替 差 益	1
雑 収 入	63
営 業 外 費 用	569
支 払 利 息	6
売 上 割 引	429
固 定 資 産 賃 貸 費 用	123
雑 損 失	10
経 常 利 益	4,411
特 別 利 益	0
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0
特 別 損 失	63
固 定 資 産 除 却 損	38
投 資 有 価 証 券 売 却 損	7
そ の 他	17
税 引 前 当 期 純 利 益	4,348
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	917
法 人 税 等 調 整 額	212
法 人 税 等 合 計	1,130
当 期 純 利 益	3,218

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年11月21日から2019年11月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金 (注)		
当 期 首 残 高	4,022	4,069	161	544	48,686	△969	56,515
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△1,892		△1,892
当 期 純 利 益					3,218		3,218
固定資産圧縮積立金の取崩					—		—
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			17			3	20
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	17	—	1,325	3	1,346
当 期 末 残 高	4,022	4,069	179	544	50,012	△966	57,861

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,238	2,238	58,753
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,892
当 期 純 利 益			3,218
固定資産圧縮積立金の取崩			—
自 己 株 式 の 取 得			△0
自 己 株 式 の 処 分			20
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△252	△252	△252
事業年度中の変動額合計	△252	△252	1,093
当 期 末 残 高	1,985	1,985	59,847

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計
当 期 首 残 高	220	438	22,500	25,528	48,686
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△1,892	△1,892
当 期 純 利 益				3,218	3,218
固定資産圧縮積立金の取崩		△12		12	—
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	△12	—	1,338	1,325
当 期 末 残 高	220	425	22,500	26,866	50,012

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時 価 の あ る も の……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は、移動平均法により算定)

時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産

商品及び製品・原材料……………総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品……………最終仕入原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……………定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………2～50年

機械及び装置………3～10年

(2) 無 形 固 定 資 産……………定額法

(リース資産を除く)

ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長 期 前 払 費 用……………定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (3) 製品保証引当金……………製品の品質保証に伴う支出に備えるため、過去の実績に基づいて今後必要と見込まれる額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法…主に繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……………デリバティブ取引（為替予約取引）
- ・ヘッジ対象……………外貨建資産・負債又は実現可能性の高い予定取引（主として、輸出入取引に係る債権・債務）

- (3)ヘッジ方針……………当社の社内規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を行っております。

- (4)ヘッジ有効性の評価の方法……………取引対象と手段の相関関係を検討する事前テストのほか、必要に応じて事後テストを行っております。

5. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 保証債務

下記会社に対し金融機関からの借入金及び仕入債務等の債務保証を行っております。

象印ファクトリー・ジャパン株式会社 4百万円

台象股份有限公司 0百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権 6,818百万円

短期金銭債務 4,014百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

16,291百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高 14,816百万円

仕 入 高 32,968百万円

その他の営業費用 2,090百万円

営業取引以外の取引 1,402百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 4,996,856株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

貸倒引当金 2百万円

賞与引当金 200百万円

製品保証引当金 58百万円

退職給付引当金 725百万円

未払事業税及び未払地方法人特別税 35百万円

有価証券評価損 90百万円

その他 333百万円

小計 1,447百万円

評価性引当額 △137百万円

繰延税金資産合計 1,309百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 △187百万円

その他有価証券評価差額金 △753百万円

その他 △633百万円

繰延税金負債合計 △1,575百万円

繰延税金負債の純額 △265百万円

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社等

属性	会社等の 名称	資本金	事業の 内容	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	象印 ファクトリー・ ジャパン(株)	80 百万円	製造業	直接所有 100%	5名	当社 製品の 製造	製品の 製造委託 (注1)	16,964	買掛金	2,313
子会社	ZOJIRUSHI AMERICA CORPORATION	3,000 千米 ドル	小売業	直接所有 100%	2名	当社 製品の 販売	製品の 販売 (注2)	3,700	売掛金	1,708
子会社	台象股份 有限公司	200,000 千NT ドル	小売業	直接所有 100%	3名	当社 製品の 販売	製品の 販売 (注2)	4,462	売掛金	2,246
子会社	上海象印 家用电器 有限公司	14,208 千人民元	小売業	直接所有 25% 間接所有 75%	3名	当社 製品の 販売	製品の 販売 (注2)	3,461	売掛金	1,236
関連 会社	UNION ZOJIRUSHI CO., LTD.	600,000 千タイ バーツ	製造業	直接所有 49%	2名	当社 製品の 製造	製品の 製造委託 (注1)	9,759	買掛金	535

※取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の製造委託については、市場価格及び同社の原価等を勘案し、取引価格を決定しております。
2. 製品の販売については、市場価格及び当社の原価等を勘案し、取引価格を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 885円27銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 47円61銭 |

会社法第 435 条第 2 項に基づく計算書類に係る附属明細書

第 75 期 $\left[\begin{array}{l} \text{自 2018 年 11 月 21 日} \\ \text{至 2019 年 11 月 20 日} \end{array} \right]$

象印マホービン株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	建 物	2,511	60	12	193	2,365	8,563	10,929
	構 築 物	70	3	0	10	62	535	597
	機 械 及 び 装 置	26	8	0	10	25	691	716
	車 両 運 搬 具	0	—	—	—	0	0	0
	工具、器具及び備品	1,803	769	24	896	1,652	6,500	8,153
	土 地	7,110	—	—	—	7,110	—	7,110
	建 設 仮 勘 定	14	13	12	—	15	—	15
	合 計	11,538	855	50	1,111	11,231	16,291	27,523
無形固定資産	借 地 権	4	—	—	—	4	—	—
	商 標 権	0	—	—	0	0	—	—
	意 匠 権	76	39	—	26	88	—	—
	ソフトウェア	1,600	137	—	622	1,116	—	—
	ソフトウェア 仮 勘 定	24	1	24	—	1	—	—
	施 設 利 用 権	0	—	—	0	0	—	—
	電 話 加 入 権	37	—	—	—	37	—	—
	合 計	1,744	177	24	649	1,248	—	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品 : 金型 660 百万円

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸 倒 引 当 金	28	1	19	9
賞 与 引 当 金	684	654	684	654
製 品 保 証 引 当 金	204	189	204	189
退 職 給 付 引 当 金	870	137	709	298

(注) 1. 退職給付引当金は、前払年金費用と相殺した金額を記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	353	
給 料 手 当	2,138	
賞 与	456	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	435	
退 職 給 付 費 用	34	
法 定 福 利 費	479	
人 材 派 遣 料	229	
運 賃	1,350	
倉 庫 料	648	
業 務 委 託 費	2,525	
支 払 手 数 料	137	
広 告 宣 伝 費	1,492	
販 売 促 進 費	1,021	
交 際 費	34	
賃 借 料	332	
リ フ ト 料	60	
修 繕 費	282	
通 信 費	103	
租 税 公 課	222	
修 理 部 品 費	255	
旅 費 交 通 費	205	
減 価 償 却 費	676	
製 品 保 証 引 当 金 繰 入 額	△15	
そ の 他	712	
合 計	14,173	

監査報告書

当監査役会は、2018年11月21日から2019年11月20日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年1月14日

象印マホービン株式会社 監査役会

常勤監査役

社外監査役

社外監査役

平井義嗣

塩野香苗

中野宮一志

